

## 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

### 福祉・介護職員等特定処遇改善加算とは

福祉・介護職員の処遇改善につきましては、平成29年度の臨時改定における介護職員処遇改善加算の拡充も含め、これまで数次にわたる取組が行われて参りましたが、「新しい経済政策パッケージ（平成29年12月8日閣議決定）」において、「福祉・介護人材確保のための取組をより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、福祉・介護職員の更なる処遇改善を進める。」とされ、令和元年10月の消費税引き上げに伴う介護報酬改定において対応することとされました。

この事を受けて、令和元年度の介護報酬改定において、「福祉・介護職員等特定処遇改善加算」が創設されたところです。

当該加算を受けるためには、下記要件を満たしている必要があります。

### 【福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定要件】

- ・現行の処遇改善加算Ⅰ～Ⅲを算定していること
- ・職場環境要件について、「資質の向上」「労働環境・処遇の改善」「その他」の区分で、それぞれ1つ以上取り組んでいること
- ・賃上げ以外の処遇改善の取組の見える化を行っていること

### 見えるか要件とは

福祉・介護職員等特定処遇改善加算を取得するためには、上記の必要要件がありますが、その中で「見える化」に向けた取り組みについて、福祉・介護職員等特定処遇改善加算も含めた処遇改善加算の算定状況や、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容の公表を想定しており、福祉・介護サービスの情報公表制度の対象となっていない場合、事業者のホームページを活用する等、外部から見える形で公表することも可能であることが明確にされています。

### 職場環境要件の提示について

見える化要件に基づき、特定加算の取得状況を報告し、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容を下記に掲示致します。

	職場環境等要件	当法人の取り組み
資質の向上	働きながら介護福祉士等の資格取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引研修、強度行動障害支援者養成研修、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援（研修受講時の他の福祉・介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む）	専門性の高い支援技術を取得しようとする職員に対し、強度行動障害支援者養成研修等が受講しやすい体制を整えています。また、社会福祉士、介護福祉士、社会福祉主事等の資格を取得しようとする職員に対し、資格を取得しやすくするよう職員研修規約を策定しています。
労働環境・処遇の改善	ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善	毎日、朝礼及び終礼で支援内容等の共有を徹底しています。月2回、支援内容等の情報共有を徹底しています。また、プロジェクトを立ち上げて職場環境等の改善を行っています。月1回、職員持ち回りによる支援に関する勉強会を実施しています。また、翌月の行事予定等の情報共有を実施しています。
	事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化	リスクマネジメント委員会を設置し、虐待防止等に関する運営及びマニュアル作成を行っています。
その他	健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備	年1回、健康診断を実施し、分煙スペースの整備を行っています。
	非正規職員から正規職員への転換	非正規職員から正規職員への転換を実施しています。
	職員の増員による業務負担の軽減	積極的に職員を採用し、職員の業務の負担軽減及び年次有給休暇を取得しやすくしています。